

県営住宅家賃の過大徴収について

県営住宅における家賃の算定に誤りがあり、一部の入居世帯について過大に家賃を徴収していたことが判明しました。

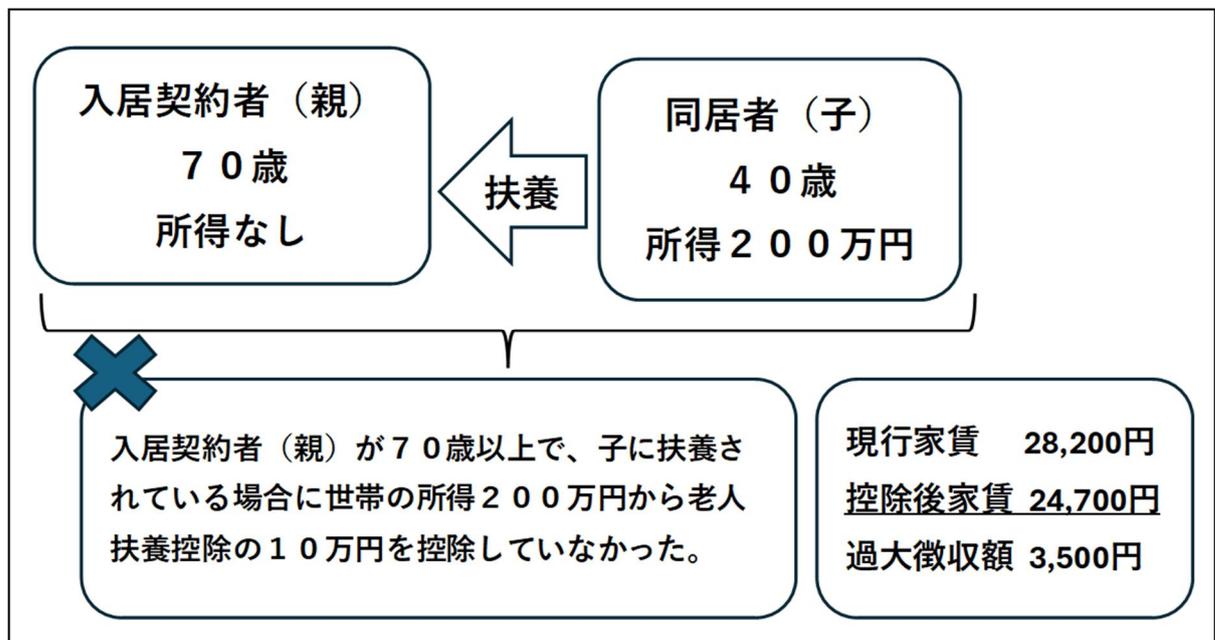
現入居世帯に対しては令和7年4月から正しい家賃を適用します。過大に徴収した家賃については、早急に確認作業を進め差額を返還します。

1 概要

公営住宅の家賃は、入居世帯の所得から公営住宅法施行令で定められた控除を行い算定します。「老人扶養控除」又は「特定扶養控除」については、施行令に控除対象者として入居契約者が明記されていないため、本県では控除を行っていませんでしたが、今回国の通知により、入居契約者を控除対象とすることが適切であると示されたものです。

老人扶養控除:70歳以上の扶養親族(合計所得48万円以下)に係る控除
特定扶養控除:16歳以上23歳未満の扶養親族(合計所得48万円以下)に係る控除

<参考例「老人扶養控除」>



2 経緯

令和6年6月28日付けで国土交通省住宅局住宅総合整備課から家賃算定における適切な所得控除の方法について事務連絡があり、本県の取扱いを確認したところ誤りであったことが判明しました。

3 過大徴収の状況

現在確認中ですが、現入居者の令和6年度分について試算したところ、家賃が過大となるのは約100世帯で、年間約600万円となる見込みです。

4 今後の対応

- ① 現入居世帯に対しては令和7年4月から正しい家賃を適用します。
- ② 過大徴収については早急に確認作業を進め、差額家賃を返還します。
- ③ 対象世帯数、返還額、返還方法、返還開始時期等については、確定次第改めて公表します。

5 再発防止策

今後このような事案が発生しないよう、家賃算定にかかる制度・法令の解釈について内容を正確に確認し、職員間の情報の共有を図ります。

また、家賃算定に係るマニュアルの点検・見直しを行うとともに、システムのデータを活用した再チェックを行うなどチェック体制を強化します。

6 本件に係る連絡先

沖縄県土木建築部住宅課管理班

主査：木下／管理班長：仲宗根

電話：098-866-2418